

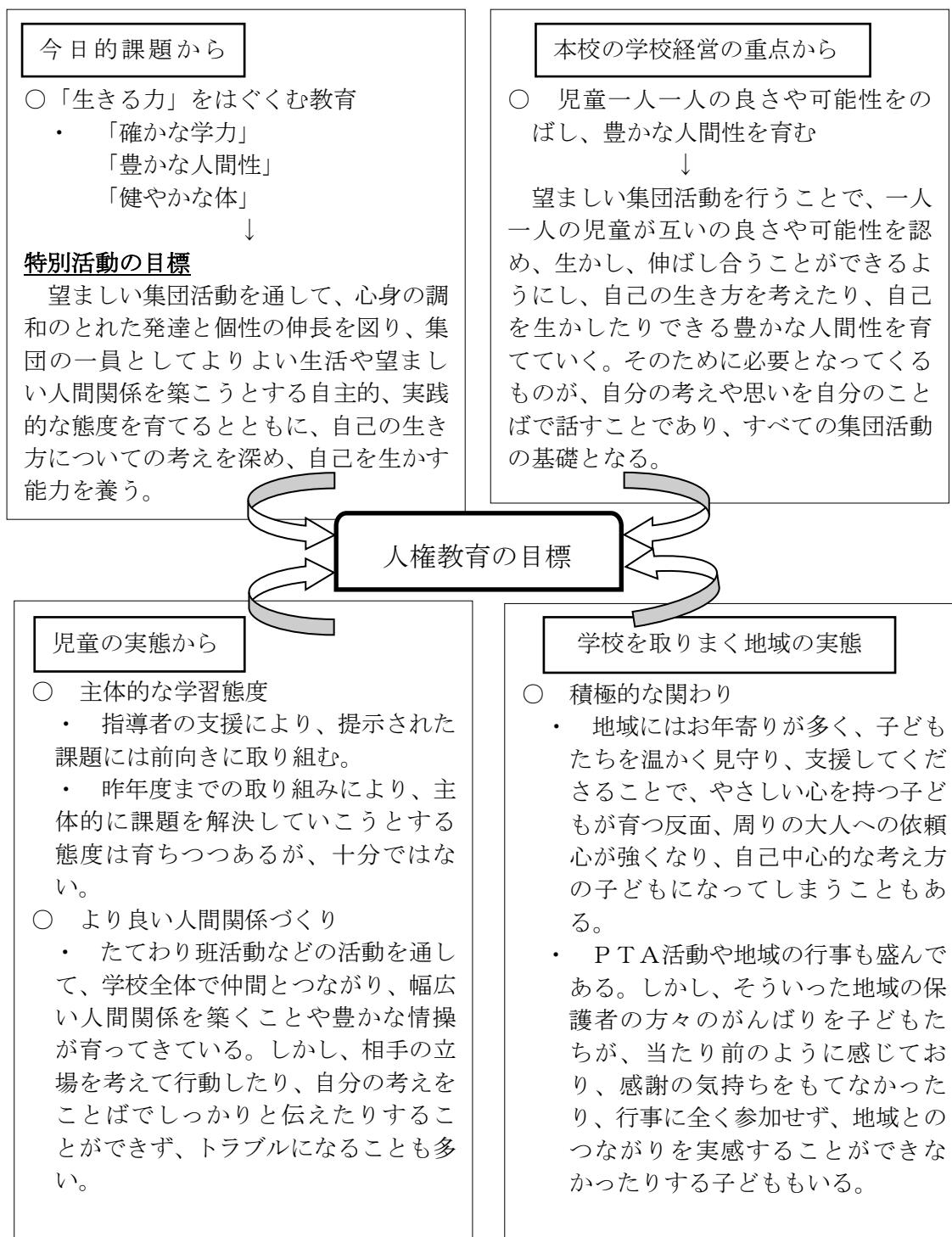
学校いじめ防止基本方針

大阪市立塙本小学校

1. いじめ防止策

主題　自分の考え方や思いをことばで伝えることができる

～校内の暴力的事象の全廃をめざして～



(1) 社会の要請

21世紀になり社会が大きく変化した結果、様々な情報や多種多様な価値観が存在するようになった。こうした世の中を生きる子どもたちにとって、自分に必要な価値を正しく選択する力を身につけることが急務となってきた。子どもたちの考え方や思い・願いを表現し、自分の言葉で伝え、話し合う過程を通して、みんなで活動することの大切さやすばらしさを味わう中で望ましい人間関係を構築していく。その望ましい集団活動の中から子ども一人一人が互いに考え方や思いを共有し、正しい価値観を学ぶとともに望ましい価値観を身につける必要があると考える。

小学校学習指導要領の特別活動の目標にも、「望ましい集団活動を通して、心身の調和の取れた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに自己の生き方についての考えを深め自己を生かす能力を養う」と示されている。この場合の「望ましい集団活動とは、児童会活動や学校行事のように学年や学級の枠を超えて組織される異年齢集団、あるいは学級活動のように主として学級集団を単位とするものの中で、その成員である子どもが協力して、活動の目標を決めて計画を立てたり、自分に与えられた役割や責任を遂行できたりする主体的な活動をさす。「望ましい集団活動」を充実させるためには、活動の目的を全員が理解し、達成のために全員が工夫し協力して実践するとともに、一人一人が役割を分担し責任を果たす必要がある。さらにそういった集団活動を通して、達成感や所属感を味わうこと、自分の存在感を再認識することが大切である。そのことが子どもにとって、さらによりよい集団にしていくという意欲にもつながるものと考える。このような実践を積み重ねることで、真に「主体的に生きる力」の基礎になると考える。

(2) 児童の実態

本校の子どもたちは明るく素直で、ものごとに前向きに取り組む。長年に渡りペア学級での取り組みを進めてきているので、高学年はすすんで低学年の子どもの世話をするという態度が身についてきている。また、異年齢集団のたてわり班活動を経験することで、高学年の子どもには、集団をまとめようとするリーダーシップ、低学年の子どもには、高学年の子どもの良さを見習い、集団に積極的に関わろうとするフォロワーシップの基礎を培うことができている。また、学級活動や児童会活動の1年間の研究によって、話し合い活動の方法を理解・経験し、自分たちの思いを形にでき、達成感を得ることができた。そこから、自分たちで学級をよくしていこうとする意識が生まれ、自主的・実践的な態度も育ちつつある。

しかし、子どもたちが、学級活動や児童会活動の話し合いに積極的に参加できなかったり、意見の交流が難しかったり、意見を深めることができなかったりすることもある。また、話し合い活動で基本となる、自分の考え方や思いをことばで伝えることが日常生活で実践できずに、トラブルを起こしてしまう子どももいる。

(3) 特別活動による学校への効果

① いじめの未然防止

特別活動のめざす、よりよい人間関係を築く力と問題解決力が育っていけば、集団に親和的な雰囲気が生まれ、特定の子を継続して苦しめるような行為は発生しにくくなる。また、友だち同士のトラブルに対して、当事者、あるいは周囲の友だちも巻き込んで、自分たちで進んで解決しようとする動きがおこりやすくなる。そのことが結果としていじめの未然防止につながっていく。

② 学力の向上

学校生活上の諸問題を、話し合って解決していく中で、よりよい人間関係が築かれていく。そのために、間違いや失敗を恐れず安心して学習に取り組めるようになる。こうした安心感は、自分の思いや考え方をことばできちんと伝えることにつながり、友だち同士で互いに学び合っていくような学級の雰囲気を醸成する。学級の雰囲気がよいかこそ、学習効果も高く、学力向上につながる。

③ 自己有用感をはぐくむ

特別活動を進めるなかで、子どもたちは、自分たちで役割を分担し合ったり、任された仕事の責任を果たしたりすることを経験し、その活動過程で達成感や充実感を味わったり、

仲間と互いのよさを認め合ったり、自分の成長に気づいたりする。そこで、「自分自身の持ち味やよいところ」「仲間から必要とされていること」「自分も役にたっていること」のような自己有用感をはぐくむことができる。

2. いじめの早期発見

アンケートをとったり、児童の声や表情、状況を把握したりし、早期発見に努める。また、週1回の学年打ち合わせや月1回の職員会議、研修会などで、生活指導連絡会をもち、気になる児童の様子や最近の児童の行動について報告し、全教職員で共通理解を図る。特に気になる児童を発見した場合、すぐに報告・連絡・相談し、職員連絡会を開催、速やかに全教職員の共通理解のもと、実態把握に努め、解決法を考える。

3. いじめへの対応

いじめの事実が発見された場合、担任および学年は、関係児童から話を聞き、具体的な実体の把握に努める。同時に速やかに特別生活指導委員会を開催し、実態把握と対応を協議する。

具体的な対応の流れは、次のとおりである。

いじめ発見・・・担任・教職員・周囲の判断によりいじめと認識



報告・・・いじめ発見直後、必ず管理職と生活指導部長に報告



管理職の判断・・・実態把握・今後の対応



特別生活指導委員会の招集



委員会開催・・・今後の対応

特別生活指導委員会

担任+同学年+各学年主任+教務主任+生活指導部長+管理職

※ 必要に応じ、旧担任や関係者を招集する。

※ 地域関係諸機関との連携を図る。



決定内容の報告・・・全教職員で取り組む



経過観察後、委員会再招集・・・今後の対応について

解決の判断は学校長が決定

○5月連休明けの月曜日を「いじめについて考える日」として取り組む

校長講話、アンケート、保護者への啓発プリント等

4. 推進対策委員会の組織

